

I. 私たちをとりまく施策の動向

1. 国内

(1) 国民にとって大きな課題

平成27年度は戦後70年の年でした。憲法学者の9割が違憲と意見を述べる中、集団的自衛権を容認する法律が制定されました。今年是不戦を誓った日本国憲法の公布70年です。通常国会の2月4日に首相は“憲法学者の7割が違憲というので9条を明文改憲したい”との考え方を述べました。国民への問いかけに対する判断が7月の参院選挙で問われます。昨年12月発売の冊子「吉永小百合の祈り」のタイトルは“戦後何年という言い方が続いてほしい”です。障害分野に携る私たちは、戦前・戦中に障害のある人や生きづらさ・働きづらさを持つ人が“穀つぶし”と言われ尊厳を傷つけられたこと、また、戦争が障害のある人を最も大量に生み出し、今も世界各地で生み出されていること、日本では戦中の食料統制下に精神障害のある人の精神科病院での死亡（餓死）が最多であったことを知っています。問いかけへの判断がひとり一人に問われます。

(2) 国民の暮らしと社会保障分野

昨年、生活保護が大幅に引き下げられました。介護保険制度の自己負担率を2割に引き上げるなどと言われていています。消費税10%引き上げも予定通りだと言われていています。保険料増額・自己負担増額・税負担の増額は国民の暮らしを一層厳しくします。障害のある人の年金の引き下げも行われました。障害のある人の暮らしに追い打ちをかけています。国民の誰もが地域で安心・安全・安定の生活が叶うようにと願います。社会福祉法改正の「社会福祉法人の地域貢献の責務化」は地域と市民の困りごとへの国の関与の否定の道です。社福法人の設立理念の変更になり重大な問題です。

(3) 障害者分野

改正障害者総合支援法案が行われました。同法の3年後見直し付則は、障害者自立支援法違憲訴訟の和解の「基本合意」や障害者制度改革・総合福祉部会「骨格提言」に基づいての見直しのはずでした。しかし、財政制度等審議会の注文で“財源ありき”の見直しとなりました。例えば、65歳以上の障害のある人の障害福祉と介護保険との併用の導入が盛り込まれましたが、これは介護保険制度統合の策です。違憲訴訟の基本合意は「介護保険優先を廃止する」ことであつたので合意違反の内容です。また、実現すれば介護保険料徴収が20歳以上に引き上げられるのは明白で若年層の国民にも保険料負担を課せることになり障害分野の課題に留まらない問題を含むことになります。また、地域生活の柱であるグループホームの利用者像を「障害の重い人を対象として、軽度者は一人暮らし」にと見て取れる内容があります。実現となれば、居住の選択の自由を奪うことになり権利条約に真逆です。全ては政令・省令が出ないと内容が分からないというのも大きな問題です、

2. 県と市町の施策の動向

障害のある人も一般市民も人の生活は最低でも三要素が必要です。日中の働き・活動の要素、生活の場と安定の要素、社会参加やレクリエーション・文化体育の要素等です。それに加えて人の支えや相談等も重要で、もちろん、所得確保は大前提です。

このうち、生活の場は県下では障害の重い人、特に、強度の行動障害を表す人の生活の場が不足しています。200 人を超す県外入所がきょうされん滋賀支部調査で明らかになりました。今後も増加する傾向を県は認識していますが財政事情と国施策が無いことで対策を講じられていません。強度の行動障害のある人の日中の支援策は十分とは言えませんが県の独自施策は高く評価されます。

圏域では、日中の場も不足し、30 年問題と言われて大きな課題ですが、同時に生活の場は県下の水準より深刻です。民間法人の努力だけでは解決されないのが現実です。単純な計算では、受け止めの仕方で大きく変わりますが、夜間も一対一対応が必要な場合、年間約 800 万円の運営資金不足が生じます。一生涯の生活の支えを法人のみの責とするならば、30 年で 2 億 4,000 万円の持ち出しになり現実不可能です。課題解決に官民挙げて知恵を出し合うことが必要です。また、法人に属さない人の課題、一人暮らしの人の「人の支え」等の課題もあり、地域生活総合支援拠点の整備が喫緊の課題になっています。国が障害者福祉計画（2015 年～2018 年）で目玉にしている地域生活支援拠点整備は、当圏域の国モデル事業報告書でもまとめています。発案圏域にもかかわらず実現されていません。圏域で方向性の違う策が出されていることによります。これも知恵を出し合うことが必要です。

3. 東北・関東大震災に際して

震災後 5 年が経過します。法人は間接支援の継続をしてきました。今後も風化させない継続的な関係を具体化することが求められます。5 年目の次年度は視察研修実施が求められます。

なお、4 月 14 日に発生した熊本大震災にも支援が必要です。「支援ができる幸せ（前井上理事長）」の言葉を合い言葉に、職員派遣と車両派遣を 5 月 9 日より継続して行っています。

II. 蒲生野会の重点課題の総括

1. 将来構想推進と第三次将来構想の立案

昨年は、①第二次将来構想の実現に向けた最終年の取り組みを行うこと、②成果と課題を整理し法人の役割を踏まえた第三次将来構想の立案を行うでした。

将来構想検討委員会は峰島厚教授（立命館特認教授）を委員長に向えて、地域の人・施設の人・理事・職員が委員会に属して四つの部会で 40 人を超える職員が入って進めました。アンケート部会・理念部会・事業財政部会・共有体制部会で進めました。職員の関わりは、蒲生野会の再出発を期した 2012 年度以降で最多の職員が関わり視察も 40 名近くの職員が参加しました。色々なヒントを得られました。将来構想報告書は次年度に関係各機関団体・地域の人々・アンケート送付先に配布し報告会を開催します。法人設立後 30 年で法人の一区切りの事業になります。

2. 実践・運動の大切な視点と推進（共に力を合わせること）

【四つの共同を大切に】

◇内部の共同・団体間の共同・市民との共同・地方自治体との共同について

民主的な経営の土台としての情報共有は、家族会（あかね・放課後・プリズム）、職員

会議で重視しました。今後も社会情勢・法人内情報・各事業所情報の共有は大切です。

サービス調整会議での事務局、施設等連絡協議会が進める市役所店舗の協力、東近江ブロックでの“ふるさとをください”上映活動の参加、居宅同友会の事務局、相談支援ネットワークの事務局を担いました。社会福祉法改正に向けての圏域検討会に次年度も積極的に参加します。

「創る会」行事で「まつり」「寄席」「農作業」「野焼き」を取り組みました。「後援会」については将来構想のまとめに沿って具体化が次年度からの課題です。

市町との意見調整は“よりましたな姿”をめざしました。特にグループホームづくりや地域支援拠点整備は協議を重ねています。

3. 経営の視点

◇**経営責任と執行機能の強化**をはかるため常任理事会を開催しました。

将来構想検討委員会開催・部会開催の関係で定期化はなりませんでした。

事業管理会議は常任会議を定期的で開催しました。

大幅な報酬単価改正に対する「運動と対応」では、報酬単価の改定に合わせて「加算・減算」には全国の人たちと共に反対しつつ、「対応」は職員あげてとりくみました。具体的には、東近江市相談事業や居宅支援事業の特定加算、等々を獲得し大幅な収入増を得ています。この土台は職員が各種資格取得に挑戦し取得していることによります。近江八幡相談支援事業、あかね入所支援施設と生活介護、看護、栄養等は引き続きの課題です。

Ⅲ. 蒲生野会法人運営

(1) 理事会・評議員会等

①理事・監事会（役員会）の定例開催と臨時開催

第1回役員会・5月26日、第2回役員会・6月15日、第3回役員会・6月26日

第4回役員会・8月22日、第5回役員会・2月23日、第6回役員会・3月28日

②評議員会の開催

第1回評議員会・5月25日、第2回評議員会・6月15日

第3回評議員会・2月23日、第4回評議員会・3月28日

③常任理事会

4月27日、5月18日、8月24日、10月29日

1. 機関会議

(1) 理事会・評議員会等

①**理事・監事会（役員会）**は役員会の選任を行い新たな理事・監事に向けて、最高意思決定機関として開催しました。

②**評議員会**は評議員会の選任を行い新たな人材を迎えることができました。幅広く意見を反映していただけるよう開催しています。

③**常任理事会の開催**は定期開催とはならず課題ですが重要な案件について、例えば、職員の不適切支援への対応、小脇町土地改良と高齢施設の関係等について対応しました。

④**事業管理常任会議**は情報共有・方針共有・臨機応変の対応等を定期的に行い、職員の不適切支援への対応や報酬改定対応のための検討と具体化を進めて成果を残しました。

(2) 2市2町課長会議は、相談支援事業と圏域委託事業に関わって対応を行いました。引き続き地域生活支援拠点が課題です。

(3) 本部委員会

①「創る会」の発展は、新春ふれあい寄席を開催し、綿花栽培では過去最高収穫を得て、大豆も利用者参加の下に進めました。蕎麦は中止としました。「農作業支援部」は作業班と連携して進めました。「がもうの祭り」は「法人」・「後援会」との三者共同で晴天のもと大成功しました。事務局は、創る会全体、農作業連携体制、野焼き体制をとり、計画化と担当者の明確化を進めました。野焼きでは職員の中にクラブが発足しています。成果を目に見える形にすることは今後も重視します。

②支援向上委員会 は、リスク管理と権利侵害未然防止、重大事故防止のため隔月に開催しました。職員の臨場感を持って「共有」できるよう標語作成等の工夫を行い、学習要素を取り入れました。第三者委員会との情報交換はできませんでしたが、職員の不適切支援には参画していただきました。

苦情処理・権利侵害防止の具体化は将来構想まとめのもと次年度に体制づくりを行います。

(4) 事業管理会議（毎月定例会議）は討議する会議、簡潔明瞭な報告と事業推進のための提案をめざしました。管理職員の意識向上は進んでいますが一部に課題があります。宿泊会議は将来構想検討委員会の関係で実施しませんでした。

(5) 事業管理会議の委員会

①教育研修委員会は、研修機会の提供を意識して進めました。共育ちのシステムは将来構想まとめで検討していて次年度に確定します。中間総括・年度末総括を担いました。

②広報委員会は委員長の交代を行いました。定期発行と法人パンフレット・ホームページの随時見直しを行いました。相談支援・居宅支援の移転を踏まえて近江八幡市に広報紙を入れました。

③地域連携委員会は祭り部会、事業部会、つながり（署名・賛助会）部会を小部会として開催しました。全職員の取り組みとなるように参画を意識できるよう働きかけましたが、まだ課題は大きいのが現実です。

④経営管理委員会は経営状況改善の手だてを講じるため試算表を毎月出しています。報酬単価見の対応と監査対応を講じました。

(5) 総務部は求められる水準に合うよう牽制体制づくりと研修に努めました。職員補充を行いました。「事務集中型」か「拠点型」かの検討は将来構想まとめで結論を出します。

(6) 圏域事業は、①24時間地域総合支援体制づくり事業（地域生活支援拠点）では市町との正式協議は昨年行われていません。圏域のサビ管・キーパーネットワーク会議は他の法人の援助を受けて進めています。

②みんなの家は第二の「みんなの家・一人暮らしをめざす」を開始しました。市町補助金は人件費と事務費に活用して進めています。精神障害支援センターと協力関係を深めています。

③あんしんネットは発足主旨を堅持して進めました。あり方は行政から出されていません。

④よかよか支援は通所法人の努力を依頼してスリム化しました。軽度障害者のピア活動支援について軽度障害者支援PTと共同して検討しています。

2 借入金の償還

着実に償還しています。

- (1)大規模修繕借入金:平成24年8月借入 4年目償還:福祉医療機構
借入元金 100,000,000円
残高 84,320,000円(平成26年度末)
償還元金 5,440,000円
利率 1.30%
残高 78,880,000円(平成27年度末)
- (2)ホーム明歌里建設借入金:平成18年12月借入 11年目償還:滋賀銀行
借入元金 14,400,000円
残高 2,520,000円(平成26年度末)
償還元金 1,440,000円
利率 2.925%
残高 1,080,000円(平成27年度末)
- (3)ホームさくら建設借入金:平成22年1月借入 7年目償還:滋賀銀行
借入元金 14,400,000円
残高 6,840,000円(平成26年度末)
償還元金 1,440,000円
利率 2.925%
残高 5,400,000円(平成27年度末)
- (4)ホームつばさ建設借入金:平成23年1月借入 6年目償還:滋賀銀行
借入元金 14,400,000円
残高 8,280,000円(平成26年度末)
償還元金 1,440,000円
利率 2.375%
残高 6,840,000円(平成27年度末)
- (5)大規模改修備品購入借入金:平成23年11月借入 5年目償還:滋賀銀行
借入元金 15,000,000円
残高 10,000,000円(平成26年度末)
償還元金 1,500,000円
利率 2.375%
残高 8,500,000円(平成27年度末)
- (6)プリズム施設改修借入金:平成25年12月借入 3年目償還:滋賀銀行
借入元金 36,000,000円
残高 31,200,000円(平成26年度末)
償還元金 3,600,000円
利率 2.875%
残高 27,600,000円(平成27年度末)

(7)プリズムキュービクル借入金:平成27年6月借入 1年目償還:滋賀銀行

借入元金	3,600,000円
残高	0円(平成26年度末)
償還元金	1,000,000円
利率	2.875%
残高	2,600,000円(平成27年度末)

3. 権利擁護、個人情報保護、防災・震災訓練

施設内傷害事件の教訓を新任研修等で伝えました。事故報告・ヒヤリハット報告を支援向上委員会で検討し標語作成を行いました。苦情解決は安心ネットの活用をしています。また、支援向上委員会を窓口に進めました。職員からの報告を強めています。成年後見人制度活用を進め、新たな後見人も付きました。個人情報保護に努めると共に「マイナンバー」に対応していますが国の方針が定まらないことにより引き続きの課題です。防災・震災訓練の訓練は着実に実施しましたが地域との連携は出来ていません。

4. 人事、働きがいのある職場づくりの考え方と実施

人事は育ちを重視して行いました。働きがいのある職場づくりを将来構想検討(人・共育ち)のまとめで進めることが課題です。

処遇改善補助を活用して「研修手当」を創設しました。扶養手当を改正して児童の扶養手当を「保育料の援助」「世帯主でない職員への児童扶養手当の実施」「一人親世帯への支援」を創設しました。非常勤職員の通勤手当も検討します。

若い職員が2名退職しました。魅力ある職場にするために処遇面と共に職場の人間関係の振返りが課題です。同時に同期職員の交流を意識的に法人として開催することが必要と思われれます。

平成 27 年度（2015 年度） 施設・事業の基本総括

I. 障害者支援施設 あかね

施設入所 40 人・生活介護 55 人・短期入所 10 人

1. 支援の重点

- (1) 「日中、生活、社会参加・余暇、所得」の視点
- (2) 「目的意識的」「権利保障」の視点
- (3) 「良き変化・まるごと(一生涯・24 時間)」の視点
- (4) 「地域に開かれた入所支援機能」の視点 (5) 「加算制度活用」「生産活動」「事業発展」の視点を重視しました。

2. 各分野の支援の基本

(1) **生活支援**は「わたしの生活をつくる!」「笑顔をつくる」のスローガンを実らせるために支援の土台としての「**生活支援スキルアップ**」のために衛生と介護の研修を行いました。特に新任職員の学びを重視しました。昨年度は感染症の大流行を発生させずに済みました。「**生活技術の獲得、大人らしい生活態度の醸成**」は「できること」の広がりをつくること、「〇〇したい」を育てることを重視しました。S さんのトイレ、A さんの人との協調、I さんのメリハリのある日常行為等は嬉しい変化です。

「**障害・病状が重篤化する利用者の生き甲斐と安心の生活**」は「良かった」と思える生活づくりのため日記を大切に作る取り組みや機能維持のための散歩など「体づくり」支援を力量のある臨時職員の助けも借りて日常的に工夫して取り入れています。病院と施設との往復を繰り返す利用者には安心を感じてもらえるよう訪問見舞いなど丁寧に支援を行っています。やむなく施設を退所する案件もありましたが現行制度の限界と看護師確保が出来ない現実の課題は悔しい限りです。

「**安心安全の食事提供、おいしい食事提供**」は職員と利用者の声をまとめる取り組みが中途になっています。栄養マネジメントと「利用者と共に食を考える」実践は引き続きの課題で生活支援側と食事提供支援側の新たな体制づくりで次年度に解決をめざします。

「**ユニットの情報共有・課題の相談・支え合いを重視**」は生活支援の指示の男女一本化で前進しています。余暇活動の継続発展と合わせて進めることが肝要です。「報告」は職員の意識に関わることで共に育つ観点で職員に対する教育的配慮をもって進めることが課題でリーダーの役割は引き続き重要です。

「**男女共同支援体制と同姓介助の原則**」は職員の不足が壁になっています。

「**行動障害のホーム移行を提起**」は困難な課題が多くあり進んでいません。

(2) **日中活動**は、「誇りをもって働きたい!笑顔がたえない活動を!」のスローガンをめざして取り組みました。

①あかねは、「**発達保障の視点**」は「持てる力・めざす力」、「～したい・～した」・「不安への励まし・笑顔づくり」を意識しました。

「**作業は職員が見通しを立てる**」は作業を常勤職員に日々の展開を担ってもらうように努めました。引き続き職員確保も含めて進めます。

「**療育は個人に視点を当て同時に集団を意識する**」は、10 年弱の取り組みの成果が現れて

いて今総括でまとめを行います。

「**高齢者**」支援は職員中途退職の影響で独自の班づくりは進められていません。実践計画を職員が立てて太郎坊婦人ボランティアに適正な参加は引き続き進めます。

「**健康管理は、気づきと情報共有が鍵**」は支援員と看護師の連携を強めています。医療の基礎的知識と技術獲得のために研修を行いました。次年度以降も重視します。

②**れいんぼう生活介護**は「**地域利用・重度利用・中軽度利用の三本柱**」を今年度も基調にして進めました。必要な職員配置の改善は実現しておらずパート職員頼りの体制からの脱却が課題です。圏域における同事業の役割の実績をまとめる作業は引き続きの課題です。

「**軽度知的障害者拠点づくりは相談支援部と連携して**」は継続課題です。

「**班編制の工夫、作業中心の実践**」は実績が重ねられています。新たな場所の確保将来構想まとめのもと進めます。強度の行動障害のある人の感染症流行時の日中支援と短期入所の利用については、法人の課題ですが利用者の所属法人の努力への促しを、利用者を真ん中において共同して検討することが必要です。

(3) 社会参加・余暇支援

①**あかね生活介護**は、「**生活の豊かさとユニット支援の計画化**」は笑顔づくりを大切に進めました。将来構想アンケートには余暇活動の楽しみが反映されています。

「**職員の力を発揮、事前の意識**」は事前の計画で意識的に実践を進めるように計画化を進めました。職員によってバラツキはあるものの進んでいます。昨年よりも取り組みの内容と回数は大きく前進しています。

②**れいんぼう生活介護**は、**土日まだあの定着**は「**宣伝**」「**魅力ある企画**」「**場の設定**」「**送迎**」「**担当者確保**」「**相談部と連携**」に留意して進めました。送迎のアクシデント・すれ違いがありましたが大事には至らず幸いでした。教訓にしています。利用契約の見直しを行い全員と交わしています。

(4) 短期入所

「**地域生活を支える役割、計画的利用**」は「**必要な人に必要なときの支援**」の視点を大切にしましたが約 100 人の契約者に対して 10 名定員の半分が固定利用となっており、方針とはほど遠いのが実態です。

法人としては単独型短期事業の設置を進めることが求められますが、他府県・他圏域と同様に、通所法人の設置課題や行政の課題（長期利用依頼の解消）として受け止めていただけに発信することが課題です。感染症対策は緊張感をもって受入っていますが、法人だけで叶わずサービス調整会議で検討をしていただきました。成果は出ており全ての法人に定着するよう働きかけることが今後の課題です。

「**地域生活を前提とした受け止め**」は長期利用にならぬよう相談支援とも連携することに努力しました。しかし、生活の場の絶対数不足が足かせです。

「**他事業・ホーム利用に結びつくような地域機能**」は他の事業の利用に結びつくことを手助けする「**施設機能**」を発揮していますが前述の通り次なる展開が困難です。

「**児童短期入所は放課後サービスとの一体で受け止め**」は少しながら着実に展開しています。建物構造と空床利用の制約で責任ある職員体制確保が前提となり、児童の短期入所利用は平成 23 年の行政との合意＝個別判断で進めました。

3. 支援の体制づくり

(1) 「役割を重ね合う・専門性を磨く、職員室の意識的活用」

「役割を重ねる」は「時間移動と場所移動」「働きやすい・困らない・助かる」の意識を大切にしていますがまだ課題です。

「専門性を磨く」は発達保障の個人学習と直接支援能力の向上が大切なので「職員研修手当」を創設しました。しかし、正規・常勤職員中 20 人の利用 (22%) に留まっていてリーダーの意識的な働きかけが鍵です。年度末の再申請では申請が二倍になりました。

「職員室の意識的活用」は進んでいます。職種間乖離を引き起こさないために引き続き重視します。

(2) 集団支援

「指示等は会議、紙媒体、電子媒体を工夫」は出す側・受ける側の努力が必要で引き続きの課題です。「ホームは地域の家庭、報・連・相」は職員の入れ替わりで今後の課題です。

4. 地域との連携を大切に

① 市民・団体とのつながり

「祭り」は小脇郷自治会の支援が引き続きいただけました。ありがたさを忘れないことが大切です。祭りは創る会との共同企画で大成功しました。綿花・大豆・そばの栽培は農作業支援部の定期会議開催で成功しています。野焼き(陶芸)は支援者の力を借りて出来ました。地域の小学生の参加は次年度再度チャレンジします。

② 応援団づくりは賛助会拡大の過去最大の到達をめざし達成しています。事業活動は年間 400 万円をめざしましたが経済状況もあるのか減少しました。後援会は将来構想まとめに沿って次年度からの本格課題です。

5. 能力向上の努力

① 「指定研修等の計画的実施と記録の総務部の関与」は参加の格差を広げないため教育研修委員会が意識的に働きかけました。次年度は体制を確立してキャリアアップと連動したシステムにします。

② 「法人の求める職員像を意識」は将来構想まとめにもとづいて次年度に P T を立ち上げます。

6. 権利擁護と事故未然防止

法人方針と同様です。

7. 働きがいのある職場づくり

法人方針 4. 人事・働きがいの考え方と実施と同様。

8. ひとかたまりで法人事業を発展させます。

法人方針 3. 経営の視点と同様。

II 田園型総合的社会福祉法人をめざして(各事業の要点)の総括

1. プリズム 就労継続 B 型 14 名定員・自立訓練事業 6 名

現時点は 14 人の利用です。比較的軽度の発達障害のある人を対象とした自信を付ける「働く場」と「卒後のモラトリアムの場」として当初の狙いを堅持しながら進めてきました。職員体制は、施設長 1 名(兼務)・課長補佐 1 名・事務員 1 名・サービス管理者 1 名(2 名)・職業指導員 2 名・営業担当 2 名・パート数名を配置していて、経営的には年間 1,000 万円の赤字となりました。しかし、前年度の 3,000 万円の赤字からすると大幅に改善

されました。

重点目標の「実績を上げて想定利用者像に近い人の確保」「お菓子戦略を掲げることは職員の構え」を持ちつつ、3年計画を進めることによって、作業収支と福祉サービス経営収支を安定させることが第一課題であることは引き続きの課題です。

経営面から、利用者対象を原点から離れて受入れそうになることへの「気づき」が重要で、立ち戻るために事前の会議準備と目標管理が課題です。特に、2年間期限の自立訓練は日々に流されることのないよう年間・月間・週間・1日の支援目標を立てて進めることが利用者支援にとっての私たちの課題です。また、B型では支援者の確保が課題で、次年度に確保します。

2. サンライズ

放課後デイサービス定員10名を旧八日市と旧能登川（契約者40名、実質利用者・平均〇%を施設長1（兼務）・副施設長1・支援員3名・臨時職員名で進めました。今年度は当初は利用者が定員に満たず経営が危惧されましたが徐々に利用者が増えて、また、利用への利用アドバイスも実施して利用率は向上してきています。

利用者・家族には好評で、将来構想検討アンケートに感謝の回答がされました。アンケートの願いには学習支援や地域児童との交流、新たな事業所開設等が上げられています。この分野は企業やNPOの参入が進んでいて、サービス提供合戦になっています。私たちは障害福祉の経験を生かして、専門性の発揮で信頼を得ることが引き続きの課題です。そのため、利用者の発達程度や課題把握を行うため今年度中に個人ファイルを完成させます。利用児童の成長と事業の成長と家族・行政からの信頼確保の鍵として重視します。近未来に関しては、利用料支払いとの関係で、利用できる家庭は環境が整っている層で、利用できない層は経済的理由で存在していることを念頭におくことが必要です。将来構想のまとめに沿って次年度からこの点を意識した実践を生活困窮者支援とも絡めて模索することが必要です。

児童短期入所は放課後デイ職員と児童PTの職員が支援に入り進めています。当法人の強みとして活かすことが課題です。児童を真ん中においた支援のために養護学校教師との連携・交流を進めることは課題です。

3. きんライト

共同生活介護5ホーム定員21名（現員23人）を支援しています。グループホーム一長1・生活支援員1名・キーパー26人で実施しています。選任の職員確保が大きな課題で、次年度に確保します。経営的には職員増員が可能であり早急に改善します。

強度行動障害のある人の異食による体調不良・手術を経て、その後の一対一対応が続いています。生死に関わることで、抜き差しならぬ支援を継続しています。本体のあかねの職員の支援への参加は概ね5人となっています。今までの支援内容の反省も含めて今後の支援のあり方の抜本的な検討が課題です。

人事異動に伴って、「ホーム管理者ネットワーク」の運営は他法人の協力を得ています。みんなの家（東近江地域生活体験事業）の運営は経理面で補助金分野と短期入所分野の整理を行い、加えて、みんなの家・一人暮らし支援の拠点も始まり、補助金を活用しています。当法人の将来計画でもあり圏域の目標でもある24時間型生活支援拠点整備は関係市町と協議に委ねることとなります。

4. 生活支援センター

(1) 相談

一般相談事業、利用契約相談、発達認証ケアマネーメント事業を実施しています。

センター長 1 名（兼務）・相談支援事業部長補佐 1・課長 1・相談員 9 名・臨時職員 1 名で進めました。

①一般相談員 4 名の市町補助が行われ赤字運営が少し緩和されました。補助金の確定は難航しましたが日々の評価が後押ししたと思います。②計画相談は“過半数支援”の目標を立てて進めてきた結果、県下で最大の計画支援量となり。結果として大幅な収入が入っています。加えて、③高度な相談支援を展開している事業者に加算される特別加算が東近江市で獲得できたので結果として収入増になっています。三つの要素が合わさって相談支援事業を 2002 年から始めて初の黒字となりそうです。ただし、積年の赤字は 1 億円を超えることを記憶に留めて置くことは必要です。

市町の相談事業委託内容は市町意見調整が不調気味で今年も遅れました。利用契約相談は市町間で進め方が異なるなか、1 市において相談支援事業者の交流の必要性が高まり開催の運びとなっています。児童の計画相談が増加している近年の特徴を踏まえて、利用児童の未来を開くために、積極的に関与していくことも必要です。

毎年、何処ともつながっていなかった障害のある人が発掘されることを踏まえて、地域の声を取り取る姿勢が引き続き必要です。

圏域委託事業（よかよか支援事業・あんしんネット事業・地域生活体験事業）は暫定的に事務局を担いました。結局、行政からは改善の方向性は示されず「暫定的な事務局」は「恒常的な事務局」となりそうです。元の趣旨を大切にして発展をめざすこととなります。

①みんなの家は市町補助事業と法人事業（短期入所事業）の棲み分で行っています。そのため運営に民間の知恵を出すことが可能となり、他の支援センターとの協力も整い、一人暮らし移行支援の事業の開設が出来ました。画期的な実績を上げる可能性が開けました。

②「よかよか」は他法人の独自の取り組みを依頼によりスリム化されていました。当事者活動の具体化が浮上しています。求められる事業創設の当事者意識を持って具体化していくことが課題です。

③あんしんネットは行政の調整がされず事務局問題が残っています。「みんなの家」と同様の補助金の考え方が提案されましたが着手されていません。しかし、サングループ事件を発端につくられた機構であり無くすことは出来ません。事務局問題は事務局の専従配置が鍵で資金確保の課題です。行政責任と民間自主性の整理が検討課題です。

◇県・市町自立支援協議会（東近江地域サービス調整会議）に参画しサービス調整会議の事務局を担いました。国の示す「基幹相談支援センター」設置は今後も注視が必要です。職員確保は積極的に進めるとして採用を進めました。

◇児童分野の強化が求められていて児童分野の事業展開も見据えて行くことが課題です。同時に青年期・成人期の当事者活動の事業展開も視野に入れることが課題です。今後はニーズを把握する部隊として事業起こしを意識した相談事業になることが課題です。

◇民間相談支援事業者のネットワークは主導的に情報共有を図るため牽引してきました。

(2) れいんぼう居宅

居宅支援事業（ホームヘルプ事業）を全面的に展開してきました。

昨年支援件数：支援時間約：17,000 時間（年）

センター長 1 名（兼務）・課長補佐 1 名・正規職員 2 名・登録ヘルパー約 18 名で実施しました。圏域委託事業のセーフティーネットを実施しました。

当法人の居宅支援事業の特徴は法人事業利用者に限定していないことです。圏域の障害のある人の生活への支援を大切にしている特徴を一層発展させるために、利用者の希望とヘルパーの勤務とのマッチングが課題でしたが、大幅に改善され支援量は増加しました。また、高度な支援が提供されている事業者に加算される特別加算を獲得することができました。この二つの要素が合わさって黒字となりました。次年度はヘルパーと職員の人件費の向上を図ることが出来そうです。引き続き、良質な支援と希望される利用に応えることを主眼において進めることが求められます。そのため、職員及びヘルパーの資格取得を積極的に進める必要があります。

サテライトとの運営の進め方、事務のあり方を比較検討して互いに参考し合うことに努めて違いを埋めてきました。まだまだ、独自の部分があるので改善が必要です。

将来構想第三次の検討で東近江圏域の知的障害の三分の一・中重度の過半数を支援していることが明確になっています。なくてはならない事業として、また、蒲生野会の特徴としての事業が一層発展するように人的確保と処遇改善を図ることが求められます。

(3)サテライト居宅

居宅支援事業（ホームヘルプ事業）を全面的に展開しました。

昨年支援件数：支援時間約：28,500 時間（年）（平成 27 年見込み実績）。

センター長 1 名（兼務）・課長 1 名・正規職員 4 名・登録ヘルパー約 18 名で進めました。

基本は「れいんぼう居宅支援」と同様ですが、サテライトとして支援量は昨年水準を維持しつつ懸命な努力で事業を進めています。また、高度な支援が提供されている事業者への特別加算を獲得することができました。この二つの要素が合わさって、引き続き黒字となりました。運営面では職員の労働状態の改善が課題です。“働きやすい”と“支援を広げる”の両立の課題は引き続き課題ですが先延ばしは出来ません。

れいんぼう・サテライトの共通課題として、運営の進め方、事務のあり方を比較検討して互いに参考し合うことに努めて違いを埋めてきました。まだまだ、独自の部分があるので改善が必要です。特に、サテライトの課題は事務的な確実性が課題となっています。職員が多いこともあり分担を適正に行うことが求められます。

■共通項として

①第三援拠点づくりは将来構想まとめをもとに進めることが課題です。②ヘルパーの確保は圏域のニーズに応えるために喫緊の課題であり資格取得講習会の開催が課題です。これは法人本部に位置づけます。③職員とヘルパーの処遇改善を複雑に考えないで断行が必要です。④同業者の連携と行政との協調のために居宅同友会を引き続き実施することが求められます。